

【付属資料】

I 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 7 年 3 月 24 日横浜市条例第 17 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 7 条—第 17 条）
- 第 3 章 総合的推進のための施策（第 18 条—第 22 条）
- 第 4 章 効果的推進のための施策（第 23 条—第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する

施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 基本的施策

（公害の防止等）

第 7 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（監視等の体制の整備）

第 8 条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

（公害に係る健康被害者の保護等）

第 9 条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

（自然環境の保全及び創造）

第 10 条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

（快適な環境の確保）

第 11 条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

（エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等）

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第 14 条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

（地球環境保全の推進等）

第 15 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

（環境教育の充実及び環境学習の促進）

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

（調査研究等）

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第 3 章 総合的推進のための施策

（環境管理計画の策定等）

第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例（平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号）に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

（平成 18 年横浜市条例第 75 号・一部改正）

（施策の策定等と環境管理計画との整合等）

第 19 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るよう努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

（年次報告書の作成、公表等）

第 20 条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進）

第 21 条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

（開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進）

第 22 条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 効果的推進のための施策

（情報の提供及び市民等の意見反映）

第 23 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（市民及び事業者との連携）

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

（市民及び事業者の自主的な活動の促進）

第 25 条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（経済的措置）

第 26 条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める

措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

（事業者の環境管理に関する制度の導入の促進）

第 27 条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 12 月条例第 75 号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

II 環境基準等

1 大気汚染に関する環境基準

(1) 大気の汚染等に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 * 1	一酸化炭素 * 1	浮遊粒子状物質 * 1	二酸化窒素 * 2	光化学オキシ シダント * 1	微小粒子状物質 * 3
環境上の 条件	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm 以下であり、 かつ、1 時間 値が 0.1ppm 以下である こと。	1 時間値の 1 日平均値 が 10ppm 以 下であり、か つ、1 時間値 の 8 時間平 均値が 20ppm 以下 であること。	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下 であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下 であること。	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン 内又はそれ 以下である こと。	1 時間値が 0.06ppm 以 下であるこ と。	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下で あり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であ ること。
測定 方法	溶液導電率 法又は紫外 線蛍光法	非分散型赤 外分析計を 用いる方法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法又はこの方法 によって測定さ れた重量濃度と 直線的な関係を 有する量を得ら れる光散乱法、圧 電天びん法若し くはベータ線吸 収法	ザルツマン 試薬を用いる 吸光光度 法又はオゾ ンを用いる 化学発光法	中性ヨウ化 カリウム溶 液を用いる 吸光光度法 若しくは電 量法、紫外線 吸収法、又は エチレンを 用いる化学 発光法	微小粒子状物質 による大気の汚 染の状況を的確 に把握すること ができると認め られる場所にお いて、濾過捕集 による質量濃度 測定方法又はこ の方法によって 測定された質量 濃度と等価な値 が得られると認 められる自動測 定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm 以下の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

* 1 大気の汚染に係る環境基準について

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

最近改正 平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 73 号

* 2 二酸化窒素に係る環境基準について

昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

最近改正 平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 74 号

* 3 微小粒子状物質に係る環境基準について

平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号

最近改正 平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	一年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。

2 悪臭防止法の定める悪臭物質と規制基準

昭和 48 年 5 月 31 日 横浜市告示第 129 号

最近改正 平成 7 年 4 月 5 日 横浜市告示第 87 号

悪臭物質名	規制基準	悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1 ppm	イソパレルアルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソプチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルプチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソプチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

* 規制基準は敷地境界線での基準のみを示す。

3 騒音に関する環境基準・道路交通騒音の要請限度及び道路交通振動の要請限度

(1) 騒音の環境基準（一般環境）

地域の類型	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注：横浜市には AA にあてはまる地域はない。)

(2) 騒音の環境基準（道路に面する地域については下表のとおりとする）

地域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

LAeq :等価騒音レベル		dB(A)	
昼間 (午前 6 時～午後 10 時)		夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	
70 デシベル以下		65 デシベル以下	

* 「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに 4 車線以上の市町村道をいう。

(3) 道路交通騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
		昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
A 地域	a 区域	第 1 種低層住居専用地域
		第 2 種低層住居専用地域
		第 1 種中高層住居専用地域
		第 2 種中高層住居専用地域
B 地域	b 区域	第 1 種住居地域
		第 2 種住居地域
		準住居地域
		無指定
C 地域	c 区域	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

<自動車騒音の限度>

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置をとるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

(4) 道路交通振動の要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号、振動規制法施行規則別表第 2

	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

区域の区分

振動規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域
	第 2 種低層住居専用地域
	第 1 種中高層住居専用地域
	第 2 種中高層住居専用地域
	第 1 種住居地域
	第 2 種住居地域
	準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

＜道路交通振動の限度＞

振動規制法第 16 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

＜道路交通振動の限度＞

振動規制法第 16 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

（５）新幹線鉄道騒音の環境基準

昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号
最近改正：平成 12 年 12 月 14 日 環境省告示第 78 号

地域の類型	基準値	都市計画法による用途地域（参考）
I	70 デシベル以下	第 1 種低層住居専用地域
		第 2 種低層住居専用地域
		第 1 種中高層住居専用地域
		第 2 種中高層住居専用地域
		第 1 種住居地域
		第 2 種住居地域
		準住居地域
		無指定
II	75 デシベル以下	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

（６）新幹線鉄道振動の指針値（要旨）

- ・70 デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講じること。
- ・病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

4 水質汚濁に関する環境基準（抜粋）

公共用水域：昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

最近改正：平成 23 年 10 月 27 日 環境省告示第 94 号

地下水：平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号

最近改正：平成 23 年 10 月 27 日 環境省告示第 95 号

（1）人の健康の保護に関する環境基準・地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー（*）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン（*）	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン（#）	0.04 mg/L 以下		

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

公共用水域と地下水を対象とするが、#印は公共用水域のみ、*印は地下水のみを対象とする。

（2）生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数
河川	B 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100 mL 以下
	C 水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
	D 工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
	E 工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

基準値は日間平均値とする。

大腸菌群数に係る基準値については、当分適用しない。

海域	項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
			水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質
海 域	B	水産 2 級 工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
	C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

基準値は日間平均値とする。

海域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全りん
海 域	Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	Ⅳ	水産 3 種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

基準値は表層の年間平均値とする。

(3) 有害物質項目及び排水基準







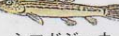







有害物質の種類		排水基準(許容限度)	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1	mg/L
	シアン化合物	1	mg/L
	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.2	mg/L
	鉛及びその化合物	0.1	mg/L
	六価クロム化合物	0.5	mg/L
	砒素及びその化合物	0.1	mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/L
	トリクロロエチレン	0.3	mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/L
	ジクロロメタン	0.2	mg/L
	四塩化炭素	0.02	mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L
	チウラム	0.06	mg/L
	シマジン	0.03	mg/L
	チオベンカルブ	0.2	mg/L
	ベンゼン	0.1	mg/L
	セレン及びその化合物	0.1	mg/L
	ほう素及びその化合物	10(230)	mg/L
	ふっ素及びその化合物	8(15)	mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	mg/L	

有機リン化合物の排水基準は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例による。ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について、()内の数値は海域に排出する場合の排水基準を示す。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

5 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標

河川域

水域区分	目標イメージ	達成目標			補助目標			
		BOD	生物指標による 感覚的な水質階級	ふん 便性 大腸 菌	※1 水深	※1 流速	河床状 況と美 観	周辺環境
I	A 	3mg/ℓ 以下	「源流・上流域」の 「きれい」  ホトケドジョウ  アブラハヤ	1000 個 /100m ℓ 以下	5～ 15 (10) cm ※2		自然 河 床の保 全・ゴミ のないこ と	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。
	B 	3mg/ℓ 以下	 カワナ					
	B 	5mg/ℓ 以下	 サワガニ					
II	A 	3mg/ℓ 以下	「上流～下流域」の 「きれい」  ウグイ	-	10～ 30 (20) cm ※2	30 cm/s 程度	-	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。
	A 	5mg/ℓ 以下	 シマドジョウ					
	B 	5mg/ℓ 以下	 オランダガラシ					
	C 	8mg/ℓ 以下	「上流～下流域」の 「やや汚れている」  オイカワ  エビモ					
III A		3mg/ℓ	「感潮域」の「きれい」  ピリンゴ  クサフグ	-	-	-	ヘドロの堆積がないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中のうるおいのある水辺空間の整備に努める。
III		5mg/ℓ	 オサガニ	-	-	-	ヘドロの堆積がないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中のうるおいのある水辺空間の整備に努める。

海域

水域区分	目標イメージ	達成目標				補助目標	
		COD	生物指標による感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境
I		2mg/ℓ 以下	「内湾」の「きれい」 「干潟」の「きれい」 シロギス クサフグ	T-NO. 3mg/ℓ 以下 T-PO. 03mg/ℓ 以下	100 個 /100mℓ 以下	ゴミが散乱していないこと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
II		3mg/ℓ 以下	「干潟」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 ビリンゴ ミミズハゼ	T-NO. 6mg/ℓ 以下 T-PO. 05mg/ℓ 以下	-	ヘドロが堆積していないこと	底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
III			「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 ヨロイソギンチャク クサフグ	T-N1. 0mg/ℓ 以下 T-PO. 09mg/ℓ 以下	-		港や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。
IV		2mg/ℓ 以下	「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 シロギス マアジ	T-NO. 3mg/ℓ 以下 T-PO. 03mg/ℓ 以下	-	ゴミが浮いていないこと	この沿岸水域においては、生物生態環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリナーの整備に努める。

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

河川域	海 域
I. 「源流～上流域」	I. 「砂浜域」
II. 「上流～下流域」	II. 「干潟域」
III. 「感潮域」	III. 「港湾域」
	IV. 「その他の沿岸域」

- * 1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。
- * 2) 水深の補助目標値欄の () 内の数値は、代表的な値である。

*平成 12 年 10 月 31 日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川は E 類型から B 類型になったため、水域区分に新たに I、II、III A を設定しました。なお、新水域区分は平成 13 年度から適用しています。

横浜市の水域区分の一覧表

(河川域)

区分	水系	水域	区分	水系	水域	
I A	鶴見川	寺家川	II A	入江川	入江川（寺尾橋より上流）	
		岩川		帷子川	帷子川（矢指川合流点より宮川橋まで）	
		梅田川・台村川			今井川	
	帷子川	堀谷戸川		大岡川	大岡川（田中橋から弘岡橋）	
		矢指川	日野川			
	大岡川	大岡川（田中橋より上流）	II A	鶴見川	江川	
	宮川	宮川（左支流合流点より上流）			早淵川	
	侍従川	侍従側（新川橋より上流）		柏尾川	柏尾川（平戸永谷川合流点より久保橋まで）	
	I B	柏尾川	名瀬川	II B	鶴見川	鶴見川（市境より大綱橋まで）
			舞岡川	II C	鶴見川	恩田川（市境より下流、鶴見川本川合流点まで）
いたち川（城山橋より上流）			柏尾川		柏尾川（久保橋から市境まで）	
I B	帷子川	帷子川（矢指川合流点より上流）		境川	境川（市域全川）	
		二俣川	III A	入江川	入江川（寺尾橋より下流）	
		中堀川		帷子川	帷子川（宮川橋より下流）	
		市沢川		大岡川	大岡川（弘岡橋より下流）	
		くぬぎ台川		宮川	宮川（左支川合流点より下流）	
I B	鶴見川	奈良川	III	侍従川	侍従川（新川橋より下流）	
		黒須田川		鶴見川	鶴見川（大綱橋より下流）	
		大熊川	境川	阿久和川		
		鳥山川		平戸永谷川		
	柏尾川	大門川				
		相沢川				
		和泉川				
		宇田川				

※ I B・II A・III A は平成 13 年度より適用

(海域)

区分	水域
I	金沢湾
II	平潟湾
III	鶴見川河口先海域
	横浜港（内港）
	根岸湾
IV	上記の海域の外海で横浜市に関連する海域

6 土壌汚染に関する環境基準

平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号
最近改正 平成 22 年 6 月 16 日 環境省告示第 37 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

7 ダイオキシン類の環境基準等

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

最近改正 平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設と大気排出基準

項 番 号	特定施設の種類	排出基準 (単位：pg-TEQ/L)		
		新設施設	既設施設	
			～ H14.11.30	H14.12.1 ～
1	焼結鉱（鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの	0.1	2	1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上のもの	0.5※	20	5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの	1	40	10
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が 1 トン以上のもの	1	20	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が 0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50kg 以上のもの	4t/時以上	0.1※	1
		2～4t/時	1※	5
		2t/時未満	5※	10

※既存施設の一部で、平成 9 年 12 月 2 日以降、平成 12 年 1 月 14 日までに設置されたもののうち、既に大気汚染防止法により抑制基準が適用されていた施設は新設施設の基準が適用される。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設と水質排出基準

号 番 号	特定施設の種類	排出基準 (単位：pg-TEQ/L)		
		新設 施設	既設施設	
			H13.1.15 ～ H15.1.14	H15.1.15 ～
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		10	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
5	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			
6	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10	20	
7	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設			
8	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b・3'・2'-m] トリフェノジオキサジン(別名 ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設			
9	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10	20	10
10	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		10	
11	別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		50	
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設			
13	下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）			
14	第 1 号から第 12 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 12 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）		10	

注) 排出基準は平成 13 年 1 月 15 日から適用する。ただし、号番号 3・6・7 は、平成 14 年 12 月 1 日から、2・4・8・10 は平成 15 年 8 月 15 日から適用する。